

昭和 51 年 3 月 9 日
警察本部訓令第 1 号
警 察 本 部 長

埼玉県警察組織規程

(概要)

本訓令は、埼玉県警察組織規則（昭和 50 年埼玉県公安委員会規則第 1 号）に基づき、埼玉県警察の組織の細目に関し、

- 職の設置
- 課等に置く係の名称

等について定めている。